

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.159

No.159 2019.11.5

## ■ ハラスメント集会へのご参加を

10月21日の労政審雇用環境・均等分科会で事務局から示された指針案は、パワハラを矮小化するものでパワハラ防止とは程遠いものでした。

日本労働弁護団は、同日付で「パワハラ助長の指針案の抜本的修正を求める緊急声明」を発表しましたが（緊急声明は労弁のホームページからご確認頂けます。）、以下の日程で実効性のあるパワハラ指針の策定を求める集会を企画しています。労政審の状況報告のほか、労働者や有識者、国会議員からのメッセージを予定しています。パワハラ防止を求める労働者の声を審議会に届けるため、奮ってご参加下さい。

◇表題 「あらゆるハラスメントの根絶を！真に実効性のあるパワハラ指針の作成を求める集会」

◇日時 11月12日(火) 18時半～20時

◇場所 連合会館2階大会議室  
(東京都千代田区神田駿河台3-2-11)

## ■ 給特法改悪阻止へ

政府は、10月18日、公立学校の教員に、各自治体の条例により1年単位の変形労働時間制を適用できるようにすることを含む給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正案を閣議決定し、本臨時国会での審議・成立を予定しています。法律案概要によれば、これによって、「学期中の業務の縮減」に加え、「夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること」等が可能となるとされています。

しかし、1年単位の変形労働時間制は、現在も多くの職場で労働時間規制を緩和して残業代を削減し

ようとする使用者の手法として利用されているもので、総量としての労働時間を削減する効果はないことは明らかです。本制度が適用されれば、学期中の所定労働時間が増加する一方で、長期休暇中に教員が「自発的」に行うとされる部活指導等による業務時間は減少せず、教員の労働時間が増加し、過労死リスクは高まるものと言わざるを得ません。

政府が本来やるべきことは、教員の長時間労働を是正するための制度づくりであって、長時間労働を承認する制度の導入ではないはずで、日本労働弁護団は、近日中に反対の声明を公表する予定です。

## ■ 11月8日～9日は労働弁護団総会！

日本労働弁護団総会@岡山が迫ってきました。

今年の総会では、学習院大学法学部教授の橋本陽子先生に、「労働者性」をテーマに記念講演をしていただきます。現在、「クラウドワーカー」や「ライドシェア」など、新しい働き方に注目が集まっているところ、労働者概念を改めて検討することが非常に重要な問題になっています。また、2日間かけて、労働立法や政策の課題について、議論をします。

申込み期限を過ぎていますが、まだお申し込みがお済みでない方は、今すぐ（前日までに）、日本労働弁護団本部までご連絡ください。

※総会の詳細は、日本労働弁護団ホームページより確認頂けます。申請書のダウンロードもできます。

<http://roudou-bengodan.org/topics/3817/>

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790